

答 申 書  
( 答 申 第 273 号 )  
平成 30 年 10 月 25 日

---

1 審査会の結論

北海道教育委員会は審査請求人の教員採用候補者選考検査の第2次検査に関する面接記録及び評価に関する個人情報の非開示とした部分のうち、別紙1の「開示すべき部分」に掲げる各部分は開示すべきであるが、その余の部分の非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨  
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、平成30年度 北海道・札幌市 公立学校教員採用候補者選考検査における〇〇〇（受検区分・〇〇〇、受検教科科目・〇〇〇、受験番号・〇〇〇）の以下の試験成績（点数、評価等について）

・二次試験に関する一切の内容（面接検査、適性検査、教科等指導法検査に関する評価・評定、面接検査の個票内容・メモ等を含む）である。

北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、〇〇〇氏の平成30年度北海道公立学校教員採用候補者選考検査に係る次の文書を対象個人情報として特定した。

- ① 第2次検査 第2次検査に関する評価・評定
- ② 第2次検査 面接検査の個票内容・メモ等

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件個人情報のうち② 第2次検査 面接検査の個票内容・メモ等（以下「本件非開示情報」という。）を北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第16条第1項第8号に規定する非開示情報（以下「8号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、①の第2次検査に関する評価・評定だけでは具体的な面接得点等の評価がなされた根拠となる理由を知ることができないことから、非開示部分の開示を求めており、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 条例第16条第1項第8号は、診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものは非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、選考検査に係る面接個票及びメモ等の公表については、評価の基準や評価ポイントなどを知ることができることから、評価の傾向を把握することができ、今後の検査対策を取ることが可能となること、また、面接検査については、公正な判断に基づいた評価が求められるところであるが、その内容が開示されると、面接員が率直な判断を記載することを避けられることが考えられ、結果として信頼できる面接検査の結果が得られず選考事務の適切な執行に著しい支障が生ずるおそれがあることから8号情報に該当する旨主張している。

ウ 請求人は、教員採用選考試験は公務員採用試験であり、また選考試験ではあるものの、事実上一定の採用数を争う競争試験的な性格は否定できず、合否判定が各試験の合計得点の上位者から合格者が決定される現行制度である以上、受験対策が行われることは必然ですらあり、また「今後の検査対策を取ることが可能になること」は試験という選考方法をとる限り、事実上不可避であるといえるとして実施機関の理由には根拠がないと主張している。

また、教員採用試験は公の性質を強く持つものであり、面接員はその責務を担う立場であることから、「公の行為」の一環として、面接員は職務として採点・評定を下すべきものであり、その職務として下した評定は個人情報開示の原則から本人へ開示されてしかるべきものだと考えるとしている。

したがって、「その内容が開示されると、面接員が率直な判断を記載することを避ける」ことが、そもそもあってはならないのであり、請求人は「面接員や試験員等の氏名の開示」を求めているわけではないため、実施機関の「結果として信頼できる面接検査の結果が得られず選考事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがある」とする主張はあたらないものであるとしている。

また、「選考検査における面接の面接個票やメモ等」を開示することで、教員採用試験事務の適正な執行にどの程度の支障が生じるのかについて具体的な言及がないにもかかわらず、実施機関のこの主張をこのまま認めることは、今後、あらゆる局面でこの道理が適用されることにつながりかねず、個人情報開示の原則から大きく逸脱しかねないと主張している。

エ 当審査会として、本件非開示情報である教員採用候補者選考検査面接表（個別面接、集団面接）を見分すると、いずれも大きく6つの項目に分けられ、以下のような構成となっている。

- 1 受検区分、受検教科（科目）、受検番号、氏名
- 2 面接者
- 3 評価項目、評価の観点（5項目）
- 4 評価（面接検査評価基準による）
- 5 総合評価
- 6 所見、特記事項

このうち、1については自己の個人情報として既に請求人の知り得ている情報であり、3については、事前にホームページで第2次検査の個別面接、集団面接それぞれの「検査評価基準」「検査の進め方」として公表していることから、請求人の知り得る情報となっており、5については開示請求した① 第2次検査に関する評価・評定の中で開示されていることから、これらの全ては請求人の知り得ている情報であると言える。

次に、2の面接者の名前であるが、面接は受検者の人物、所作等を評価するものであるから、その信頼性の確保のため自由に評価を記載し、感じたことを率直に評定できる環境であることが必要である。

面接者について実施機関に確認したところ、個別面接については行政（主に北海道教育庁管理職員）、教育（主に高等学校教頭）からの2名、集団面接については行政（主に北海道教育庁管理職員）、教育（主に高等学校校長）、民間（民間会社、経済団体、PTA関係者等）からの3名で構成されていることが確認された。

このことから、面接者は教育に関わりのある限られた人物の中から選ばれており、面接者を開示した場合、教職員名簿等から面接者を特定することが可能であると考えられる。

そして、受検者の多くが臨時任用教員として学校勤務をしている現状がある事や、合格した後も教育現場、講習会等で面接者との関係性が継続する可能性を考えると、面接者の名前が開示されることにより、面接者が苦情や批判を受けることを懸念し、受検者の否定的な評価をありのままに記載することを躊躇したり、評価内容について画一的な記載をするなどにより面接者の率直な意見が評定に反映されず、適切な評価が困難になるなどの理由により、教員採用選考検査の事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるものと認められるため、面接者の名前については8号情報により非開示が妥当と判断する。

次に、総合評価の前段となる4の各評価項目によるAからEの5段階評価であるが、実施機関では各面接者により5つの評価項目（個別面接「態度・誠実さ・倫理性」「表現力」「判断力」「意欲・情熱」「指導力」、集団面接「積極性」「指導性」「協調性」「判断力」「表現力」）の評価の比重が異なることから、5つの項目で一番評価数が多かった評価が総合評価と一致していないケースもあり、単純な点数評価と異なっていることから、面接者の内心にも関わる事項であるとして、その評価を非開示としている。

しかし、面接者がどの項目を重要視するかの内心は、所見欄等の率直な評価の記載とは異なり、それを知られても受検者からの苦情や批判を受けたり、それによりその評価方法の採用について是非を問われることは考えられないため、各項目の評価を非開示とする理由はないと考えられ、開示が妥当であると判断する。

また、実施機関は面接者の評価基準から評価の傾向を把握することができ、今後の検査対策を取ることが可能となると主張しているが、全体的な評価基準を開示している以上、それを把握し、対策を行ったうえで受検することは自然なことであり、実施機関の主張には理由がないと認められる。

最後に、6の所見、特記事項の記載欄であるが、面接者が感じた印象や特筆すべき事項についての主観的な意見、総合的な評価が率直かつ具体的に記載されていることが確認された。

面接試験など、受検者の人物評価をする試験においては、面接者の評価と受検者自らが抱えている自己評価の認識が異なることが想定され、その違いについては、説明により理解が得られる性質のものではないことや、面接者の率直な意見、評価等を開示することにより、納得しない受検者から説明を求められたり、苦情や批判をされたりするおそれがあると考えられる。

面接者がこれらを懸念することにより、心理的な負担が増大し、受検者の否定的な評価をありのままに記載することを躊躇したり、評価内容について画一的な記載をするなどにより面接者の率直な意見が評定に反映されず、適切な評価が困難になるなどの理由により、教員採用選考検査の事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるものと認められるため、所見等の記載欄については8号情報により非開示が妥当と判断する。

#### (4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成 30 年 3 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号574）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出</li> </ul>
平成30年 3 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本件諮問事案の審議を第二部に付託</li> </ul>
平成30年 4 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審査請求人から意見書の提出</li> </ul>
平成30年 5 月 11 日 (第二部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取</li> <li>○ 審議</li> </ul>
平成30年 7 月 12 日 (第二部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成30年 8 月 8 日 (第二部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申案骨子審議</li> </ul>
平成30年10月 1 日 (第96回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申案審議</li> </ul>
平成30年10月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申</li> </ul>

別紙 1

対象個人情報	対象個人情報の内容	開示すべき部分	非開示部分の適用条項
北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査面接表 (個別面接)	1 受検区分・受検教科(科目) 受検番号 氏名	全て	北海道個人情報保護条例第16条第1項第8号
	2 面接者	なし	
	3 評価項目・観点 【態度・誠実さ・倫理性】 【表現力】 【判断力】 【意欲・情熱】 【指導力】	全て	
	4 上記5項目の評価 (A～Eまでの5段階評価)	全て	
	5 総合評価 (A～Eまでの5段階評価)	全て	
	6 所見 【人物に関する評価・感想】 【模擬授業に関する評価・感想】 特記事項 【自己推薦書に関する質問】 【基本質問(教師像、教育論)】	なし	
北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査面接表 (集団面接)	1 受検区分 教科(科目)・受検番号 氏名	全て	北海道個人情報保護条例第16条第1項第8号
	2 面接者	なし	
	3 評価項目・観点 【積極性】 【指導性】 【協調性】 【判断力】 【表現力】	全て	
	4 上記5項目の評価 (A～Eまでの5段階評価)	全て	
	5 総合評価 (A～Eまでの5段階評価)	全て	
	6 所見 【総合的な印象、判定理由、感想】	なし	